

学校感染症による出席停止について

学校において予防すべき感染症(学校感染症)に罹患した場合は学校での感染症拡大防止のため、学校保健安全法第19条により出席停止の扱いとなります。医師により、学校感染症（下記参照）と診断された場合は、すみやかに学校（担任）まで連絡してください。

治癒または感染のおそれがないと認められ登校した際に、学校所定の「出席停止報告書」を担任から受け取り、保護者が記入した上で、すみやかに担任に提出してください。（このホームページのPDFファイルを使用する事もできます）

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

	病名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウィルス）、中東呼吸器症候群（MERSコロナウィルス）、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

(参考)

インフルエンザの療養期間

発症した日を0日目と数える

	発症日	発症後						
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症1日目に 解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目			登校可	
発症2日目に 解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目		登校可	
発症3日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可	
発症4日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可

新型コロナウイルス感染症の療養期間

発症した日を0日目と数える

	発症日	発症後						
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症後1日目に 症状軽快	発症	症状が軽 快	症状軽快 後1日目				登校可	
発症後2日目に 症状軽快	発症	症状あり	症状が軽 快	症状軽快 後1日目			登校可	
発症後3日目に 症状軽快	発症	症状あり	症状あり	症状が軽 快	症状軽快 後1日目		登校可	
発症後4日目に 症状軽快	発症	症状あり	症状あり	症状あり	症状が軽 快	症状軽快 後1日目	登校可	
発症後5日目に 症状軽快	発症	症状有り	症状あり	症状あり	症状あり	症状が軽 快	症状軽快 後1日目	登校可